

確定拠出年金規程

株式会社北翔

第1条（目的）

この規程は、株式会社北翔（以下「会社」という。）が実施する確定拠出年金制度に関する事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、会社に使用される第一号等厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第1項第1号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第4号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。）に適用する。ただし、パート社員には適用しない。なお、役員には別に定める役員確定拠出年金規程を適用する。

第3条（加入者）

第2条に定める者のうち、満65歳未満の者（以下「社員」という。）は入社時に北陸銀行総合型企业型年金規約（以下「規約」という。）で定める確定拠出年金制度の加入者となるものとする。ただし、規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより、規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者は除くものとする。

- 入社時に加入資格を得た者のうち満60歳以上の社員は、入社時に加入者とならないことを選択できるものとする。
- 前項に基づき、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者が、その後確定拠出年金制度の加入者となることを希望した場合は、当該申し出た日より確定拠出年金制度の加入者となることのできるものとする。なお、確定拠出年金制度の加入者となった者は本人の任意により当該制度から脱退することはできないものとする。

第4条（確定拠出年金掛金基準給与）

確定拠出年金の掛金算定にあたっての基準給与は、以下のA、B及びCを合算した額とする。（確定拠出年金の掛金基準給与 = A + B + C）

A（基本掛金）	B（選択掛金）	C（資産管理手数料）
別表1に定める額	別表2に定めるライフプラン手当選択コースより決定される確定拠出年金掛金基準額	100円に100円に係る消費税及び地方消費税を加算した額

- 会社は、各月に在籍する加入者に対して、入社日の属する月から満65歳に達する日（満65歳の誕生日の前日）の属する月の前月（ただし、満65歳に達する前に退職する場合は退職日の翌日の属する月の前月）まで会社が負担する掛金（以下「事業主掛金」という。）を拠出する。

第5条（事業主掛金の支給方法）

会社は、加入者に対して確定拠出年金制度の事業主掛金月額として当月分を翌月に拠出する。

- 2 第3条第2項に基づき確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者、ならびに、入社時満60歳以上の社員で規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者には、掛金基準給与A（基本掛金）の累計相当額を退職時に支給する。

第6条（ライフプラン給の付与）

ライフプラン給は、各月に在籍する社員に対して、入社日の属する月から退職日の属する月まで付与する。

- 2 社員就業規則第66条第2項及び短時間正社員就業規則第65条第2項の規定に該当する場合は、当該規定によりライフプラン給を減額する。

第7条（ライフプラン手当の額）

ライフプラン手当の額は、ライフプラン給から、別表2に定める「ライフプラン手当選択コース」（以下「ライフプラン手当選択コース」という。）から選択した各コースに該当する確定拠出年金掛金基準額を差し引いた額とする。

第8条（ライフプラン手当の支給方法の選択）

社員には、ライフプラン手当選択コースから選択した各コースに該当するライフプラン手当を当月1日から当月末日（以下「賃金計算期間」という。）の勤務に対して翌月10日の賃金支給時に支給する。

- 2 第3条に定める加入者は、加入者となる月にライフプラン給の額の範囲内で確定拠出年金掛金基準額を決定し、当該確定拠出年金掛金基準額を確定拠出年金制度の掛金として拠出することができる。ただし、確定拠出年金掛金基準額の決定にあたっては、確定拠出年金への拠出後も、賃金支給額が最低賃金法に定める最低賃金を下回らないことを条件とする。
- 3 第3条第2項に基づき確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者、ならびに、入社時満60歳以上の社員で規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者のライフプラン手当選択コースはBコースとする。
- 4 加入者資格を喪失する場合のライフプラン手当選択コースは、以下の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 満65歳に達する前に退職する場合
 - ア 退職日が月の末日以外である場合
退職日を含む賃金計算期間における選択コースは、Bコースとする。
 - イ 退職日が月の末日である場合
退職日を含む賃金計算期間における選択コースは各加入者が選択したコースとする。
 - (2) 満65歳に達した場合

満65歳に達する日（満65歳の誕生日の前日）を含む賃金計算期間における選択コースはBコースとする。

- 5 賃金計算期間中に、休職、育児・介護休業、及び5日以上の欠勤等により勤務しない期間が存在する場合は、選択コースはBコースとする。

第9条（ライフプラン手当選択コース及び確定拠出年金掛金基準額の変更）

加入者は、ライフプラン手当選択コース及び確定拠出年金掛金基準額を、原則として年1回3月1日から3月31日までの間に所定の様式で申し出ることにより4月に変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、第3条第3項に基づき加入者となることを希望した者は、加入者となる月にライフプラン手当選択コース及び確定拠出年金掛金基準額を変更することができる。

第10条（確定拠出年金制度）

確定拠出年金制度においてこの規程に定めがない事項については、規約及び確定拠出年金法その他法令に定めるところによる。

第11条（改訂又は廃止）

この規程は、会社の経営状況や経済環境の変化により必要がある場合には、改廃することがある。

附則

第1条（施行）

この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）より実施する。

第2条（経過措置）

施行日において、規約で定める確定拠出年金制度の加入者の資格を有する者については、本則第3条の規定にかかわらず、施行日に加入者となるものとする。

- 2 前項にかかわらず、施行日において加入者の資格を有する者のうち満60歳以上の社員については、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択できるものとする。
- 3 前項に基づき、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者が、その後確定拠出年金制度の加入者となることを申し出た場合は、当該申し出た日より確定拠出年金制度の加入者となるものとする。なお、確定拠出年金制度の加入者となった者は本人の任意により当該制度から脱退することはできないものとする。
- 4 第2項に基づき、確定拠出年金制度の加入者とならないことを選択した者、ならびに、施行日において満60歳以上の社員で規約及び確定拠出年金法その他法令の定めにより規約で定める確定拠出年金制度の加入者となれない者は、本則第8条に定めるライフプラン手当選択コースはBコースを選択したものとし、本則第4条に定める掛金基準給与A（基本掛金）

の累計相当額を退職時に支給する。

別表1 基本掛金

対象	月額掛金
全社員一律	5,000 円

別表2 ライフプラン手当選択コース

選択コース	①ライフプラン給	②確定拠出年金掛金基準額	ライフプラン手当 (①—②)
Aコース	45,000 円	1,000 円以上 1,000 円単位 で選択した額 (上限 45,000 円)	45,000 円から 確定拠出年金掛金基準額 を差し引いた額
Bコース		0 円	45,000 円

ただし、時給対象の社員のライフプラン給は、1時間当たり 100 円とし月単位で第6条第1項の定めにより付与する。